

第2回廃棄物・リサイクル部会における委員意見に関する事務局の考え方

【計画策定の手順について】

委員意見	事務局の考え方
<p>計画策定手順が不明確で、隣接県・市町村・関係部署・関係団体の意見聴取が不十分である。早急に、関係機関を関与させ、策定組織・手順を明らかにすべきである。【杉田委員】</p>	<p>本計画は、市町村や関係団体との意見交換、パブリックコメント、当審議会における専門家の意見を踏まえて策定します。</p> <p>具体的な支援内容等について検討するため、本年5月に、県廃棄物部局、市町村・一部事務組合、関係団体の担当者による意見交換の場を設けました。</p> <p>16～17 ページ 第2章第1節3(4)に、発災後に円滑な市町村支援等を行うため、平常時に国、都道府県、関係団体等と調整しておくことについて記載しました。</p>

【東日本大震災の教訓について】

委員意見	事務局の考え方
<p>教訓が全く示されていない。特に旭市での経験を具体的に検証し、県の災害廃棄物処理計画の検討に活かすべきである。災害廃棄物は一般廃棄物ではあるが、災害時に民間処理施設の活用は不可欠な為、災害廃棄物の集積、運搬、仮置き場、民間処理施設の処分に向けた民間業者の活用を視野に入れて、関係法令やマニュアル整備に向けた検討が必要である。また、災害に伴って発生した火災ごみの取扱いの検討も必要。【杉田委員】</p>	<p>東日本大震災の経験を踏まえて改正された廃棄物処理法の特例措置について、発災後に運用できるよう関係各課と調整します。</p> <p>21 ページ 第2章第2節2 (2) に、災害時の具体的な廃棄物処理業務について平常時検討し、その結果を、個別業務マニュアルとして整備しておく旨を記載しました。</p> <p>34 ページ 第2章第2節2 (11) 処理能力が不足する場合の対応に、許認可等の手続きを円滑に行うため、関係部署と手続きを調整しておく旨を記載しました。また、産業廃棄物処理施設等の情報をとりまとめ、市町村に情報提供する旨を記載しました。</p> <p>79 ページ 第3章第2節2 (6) ウ仮置場の運営・管理 (分別) に、仮置場における速やかな委託について記載しました。</p> <p>97 ページ 第3章第3節2に、非常災害時における廃棄物処理法の特例措置を記載しました。また、資料編に手続きのフローを記載します。</p>

【推進組織の設立について】

委員意見	事務局の考え方
<p>千葉県内関係部署・関係団体の担当者からなる組織を設立し、災害廃棄物の処理に向けて対応すべき事項をまとめて、具体化に向けた検討を行うべきである。【杉田委員】</p>	<p>本年5月に、県廃棄物部局、市町村・一部事務組合、関係団体の担当者による意見交換の場を設けました。 引き続き、市町村や関係団体との意見交換を行いながら検討していきます。</p>

【事前の備えについて】

委員意見	事務局の考え方
<p>処理能力の把握、支援体制の構築、行政手続きの改善を検討し、広域対応も視野に迅速な処理を目指すべきである。他県の災害廃棄物処理計画を調査し、事前に何を準備すべきかを精査し、隣接県・市町村・関係部署・関係団体ごとに対応すべき事項をまとめて、具体化に向けた検討を行うべきである。 【杉田委員】</p>	<p>災害時に利用できる産業廃棄物処理施設等の所在地、施設の種類、処理能力等について取りまとめます。 35 ページ 第2章第2節2(11)処理能力が不足する場合の対応に、取りまとめた結果を定期的に更新し、市町村に情報提供する旨を記載しました。 支援体制の構築) 15～17 ページ 第2章第1節3に、発災後に円滑な市町村支援等を行うため、平常時に県が各主体と調整しておくことについて記載しました。 行政手続きの改善) 東日本大震災の経験を踏まえて改正された廃棄物処理法の特例措置について、発災後に運用できるよう関係各課と調整します。34 ページ 第2章第2節2(11) 処理能力が不足する場合の対応に、許認可等の手続きを円滑に行うため、関係部署と手続きを調整しておく旨を記載しました。 広域対応を含めた迅速な処理) 2 ページに、処理の基本的な考え方として記載し、個別の考え方として、第2章第2節2(1) 処理の基本方針、第2章第2節2(15) 広域的な処理、第3章第2節2(12) 広域的な処理等に記載しました。 具体的な対応については) 21 ページ 第2章第2節2(2) に、災害時の具体的な廃棄物処理業務について平常時検討し、その結果を、個別業務マニュアルとして整備しておく旨を記載しました。</p>

【各主体の役割について】

委員意見	事務局の考え方
市民にとって一般廃棄物は身近なものであるため、市町村の計画には市民についてもっと記載するものになるようにしていただきたい。【井上委員】	8 ページ 第1章第2節5(2)の各主体の役割に、オ 県民の役割として記載しました。
誰が何をすればいいのかわからない。どのように処理したらいいか、市町村や市民にわかるようなものにしていただきたい。【瀧委員】【杉田委員】	各主体の役割を分かりやすくするため、【 県 】、【市町村】などの見出しを付けました(14 ページ参照)。

【組織体制について】

委員意見	事務局の考え方
大規模災害が起きた場合、何人が必要となるのか、指示系統を簡便にできないか検討した方がよい。【瀧委員】	必要な人数については、図上訓練や他県の事例を踏まえて検討していきます。個々の業務マニュアルを作成するに当たり、優先順位をつけて業務を整理します。
計画に記載されていることを全て行うと時間がかかる。内容を絞って、簡素化することはできないか。【瀧委員】	本計画は、災害時における廃棄物処理全般を、網羅的に記載しています。実際の処理に当たっては、災害の種類、被害の状況等を踏まえて、必要な業務を選択して実施します。

【情報連絡体制について】

委員意見	事務局の考え方
市町村が発災後速やかに連絡できるよう、補助金や仮置場の県の担当がわかるようにしていただきたい。【宮脇委員】	今後、県と市町村の連絡体制を整備します。 66 ページ 図表 3-6 各担当の業務一覧に発災時の市町村支援体制を記載しましたが、今後の訓練や PDCA の中で調整・修正していきます。
情報が一元化されていないと、重複などによる混乱が生じるため、連絡体制を整備することが必要である。【杉田委員】	67 ページ 第3章第1節3 情報収集・連絡に、情報の一元化が図れるよう、災害対策本部等と連携を密にする旨を記載しました。

【協力・支援について】

委員意見	事務局の考え方
<p>建設廃棄物類似だからではなく、性状・量、処理能力、広域対応など、分別・収集・中間処理・最終処分のすべての段階で、民間事業者の協力が不可欠である。他県の災害廃棄物処理計画を参考に、民間企業に何を協力頂く必要があるのかを精査し、事前に協定を締結して、何かあった時に業務を速やかに発注できるように具体化策を検討する必要がある。</p> <p>【杉田委員】</p>	<p>本年5月に、県廃棄物部局、市町村・一部事務組合、関係団体の担当者による意見交換の場を設けました。</p> <p>引き続き、市町村や関係団体との意見交換を行いながら検討していきます。</p> <p>16～17 ページ 第2章第1節3(4)に、発災後に円滑な市町村支援等を行うため、平常時に国、都道府県、関係団体等と調整しておくことについて記載しました。</p>
<p>災害の規模と種類に応じて、災害廃棄物を県内で処理できる場合もあれば、隣接県に協力を要請する場合、隣接県も災害にあつて広域に対応をお願いする場合もあるので、規模に応じた対応を想定して、市町村・隣接県・広域対応を視野に入れた形で、協力要請の方法や事前準備、災害時の対応といった各段階で、何をすべきかを検討のうえ、明確にしておく必要がある。さらに、隣接県から災害廃棄物の協力要請を受けた場合の対応についても検討し、明確にした上で、要請時に適切に対応できるようにすべきである。</p> <p>【杉田委員】</p>	<p>21 ページ 第2章第2節2 (2) に、災害時の具体的な廃棄物処理業務について平常時検討し、その結果を、個別業務マニュアルとして整備しておく旨を記載しました。</p>
<p>65 ページ 図表3-5に、大規模災害発生時における県の災害廃棄物処理体制が示されているが、環境部門だけでは対応しきれないのではないか。【杉田委員】</p>	<p>環境生活部の災害実働体制を例示したものであり、県としての体制は、他部局も定めています。事務委託を受けて、県が処理を行う場合の体制は、市町村に準じて整備します。</p>
<p>61 ページ図表3-7中、専門業者やコンサルタントを市町村が探すのは大変であり、予め連絡先を把握しておくとうい。【宮脇委員】</p>	<p>17 ページ 第2章第1節3(4)ウ 国との連携の中で、専門業者やコンサルタント等について、県は必要に応じてD.Waste-Netなどに協力を要請します。</p>

【発災量の推計について】

委員意見	事務局の考え方
ゾーン区分別の建物構造の差と被害状況の差はどのように把握されているのか。 【杉田委員】	建物構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造ごとに全壊・半壊棟数を算出しています。 発災量は、地域特性を踏まえ、ゾーン区分別に「延べ床面積」を用いる方法で推計しています。なお、災害廃棄物の種類ごとの発生量も、建物構造別に推計しています。
液状化による被害想定はしているのか。 【香村委員】	液状化による建物被害は、「地震被害想定調査」において、地盤沈下量等から全壊・半壊棟数を予測しています。
地すべりによる被害想定はしているのか。 【瀧委員】	地滑りによる建物被害は、「地震被害想定調査」において、急傾斜地崩壊における全壊棟数を予測しています。

【地域特性等について】

委員意見	事務局の考え方
処理施設の配置及び許可品目、処理方法に着目すべきである。【杉田委員】	34 ページ 第2章第2節2(11)処理能力が不足する場合の対応に、産業廃棄物処理施設等の情報をとりまとめ、市町村に情報提供する旨を記載しました。
地表から湧出するガスの影響を考慮しておくことよ。【杉田委員】	31 ページ 第2章第2節2(9)ウ図表 2-15 及び 94 ページ 第3章第2節2(9)損壊家屋の解体、撤去に注意事項として記載しました。

【災害廃棄物対策について】

委員意見	事務局の考え方
処理方針に「3年以内」と書いてあるが、長いのではないか。一方、規模によっては5、6年かかる場合もあるのではないか。 【瀧委員】	21 ページ 第2章第2節2(1)エ 処理期間に、「災害廃棄物の処理の遅れが被災地の復旧・復興の妨げとならないように、処理の期間については、可能な限り短期間に設定する」旨を記載しました。なお、最大規模と見込まれる千葉県北西部直下地震であっても3年以内に処理を行います。
56 ページ図表 3-2 は、発災後の業務の流れが、東日本大震災のものとなっているがよいか。【瀧委員】	62 ページの同図表は、県の業務の流れや、事務委託、仮設施設の検討、補助金などの必要な業務について、東日本大震災など大規模災害発生時における、市町村の災害廃棄物処理業務の流れを参考に作成しました。 さらに、61 ページに「大規模災害時に、市町村の行政機能が失われたなど、市町村が災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合は、県が必要な支援を行う」旨記載しました。
処理フローは、仮置場を3種類例示しているが、優先順位を示していただきたい。 【宮脇委員】	25 ページ 第2章第2節2(7)処理フローについて、優先順位が分かるように再整理しました。

【実行計画の作成について】

委員意見	事務局の考え方
<p>発災後に実行計画を作成するのではなく、予め準備しておくとのよいのではないかと。 【瀧委員】【井上委員】</p>	<p>22 ページ 第2章第2節2 (2) 災害廃棄物処理の流れに、「災害時の廃棄物処理業務についての対応を具体的に検討し、速やかに実行計画が策定できるように資料を準備しておく」旨を記載しました。また、78 ページ 第3章第2節1 に、同様の主旨を記載しました。なお、実行計画の構成例を資料編に例示していきます。</p>
<p>処理の進行管理を行う上で、県の実行計画が必要ではないかと。【宮脇委員】</p>	<p>62 ページ 図表 3-2 を、県が実行計画を策定する場合の業務の流れがわかりやすくなるよう修正しました。 78 ページ 第3章第2節1 (1) に、「処理実行計画を作成しない場合でも、県全体の進行管理を行うための計画表を作成し、被災市町村の廃棄物処理の進捗状況を把握する」旨記載しました。</p>
<p>市町村が県に相談する際、想定する大規模災害の程度がわかるとよい。【宮脇委員】</p>	<p>8 ページ 第3章第2節1 (1) に、「被災市町村から支援要請を受けた場合は、実行計画の策定について支援を行う」旨を記載しました。 また、「県内市町村の被災状況を踏まえ、県の処理方針を示す必要が生じた場合は県実行計画を策定する。」旨も記載しました。</p>

【仮置場について】

委員意見	事務局の考え方
<p>仮置場内の管理は誰が行うのか。【瀧委員】</p>	<p>86 ページ 第3章第2節2 (6) ウ仮置場の運営・管理 (分別) に、仮置場の管理について記載しました。</p>
<p>仮置場の開設直後は、分別がうまくいかないと聞くので、処理フローに記載して欲しい。【宮脇委員】</p>	<p>25 ページ 第2章第2節2 (7) 処理フローに、初期の仮置場における分別・選別の重要性を記載しました。 また、26 ページのコラムに、旭市における災害廃棄物処理の反省点を記載しました さらに、86 ページ 第3章第2節2 (6) ウ仮置場の運営・管理 (分別) に、道路啓開によって発生した災害廃棄物が搬入される仮置場における分別について記載しました。</p>
<p>市町村に、市民への分別方法などをわかりやすく広報していただきたい。【宮脇委員】</p>	<p>45 ページ 第2章第2節2 (20) 住民等への啓発・広報に、仮置場での分別などの広報内容についてわかりやすく記載しました。</p>

【し尿関係について】

委員意見	事務局の考え方
仮設トイレのし尿は、下水道に直接放流するのが一番よいと思う。【井上委員】	54 ページ 図表 2-35 災害用トイレの種類と特徴に、マンホールトイレが使用できるよう留意事項を記載しました。
バイオトイレの導入を検討してほしい。【井上委員】	54 ページ 図表 2-35 災害用トイレの種類と特徴に、バイオトイレについて追記しました。

【教育・訓練について】

委員意見	事務局の考え方
防災インストラクター等地域の物知りをどんどん作っていけばよい。【井上委員】	47 ページ 図表 2-30 災害予防内容の例に、防災インストラクター登録制度を記載しました。
すべてを想定した訓練は重要だが、簡便化できないか。【瀧委員】	108 ページ 第4章第2節(1)に、「個別の業務マニュアルを作成するなどし、災害時の分別、仮置場の設置など個別のテーマで研修会や訓練を行う。」旨を記載しました。
初動対応をお願いする地元の建設会社が、災害廃棄物を混載しないよう、訓練の時に話をして貰いたい。【杉田委員】	研修会など、様々な機会を通じて周知を図っていきます。